四　着工日等（第三項第四号から第八号までに規定する方法により事前調査を行った場合にあっては、設計図書等の文書で確認した着工日及び設置日）
五　事前調査を行った建築物、工作物又は船舶の構造
六　事前調査を行った部分（分析調査を行った場合にあっては、分析のための試料を採取した場所を含む。）
七　事前調査の方法（分析調査を行った場合にあっては、分析調査の方法を含む。）
八　第六号の部分における材料ごとの石綿等の使用の有無（前項ただし書の規定により石綿等が使用されているものとみなした場合は、その旨を含む。）及び石綿等が使用されていないと判断した材料にあっては、その判断の根拠
九　第二項第二号ただし書に規定する材料の有無及び場所

6　事業者は、解体等の作業を行う作業場には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示するとともに、次条第一項の作業を行う作業場には、前項の規定による記録の写しを備え付けなければならない。

一　調査終了日
二　前項第六号及び第八号に規定する事項の概要

7　第二項第二号ただし書に規定する材料については、目視により確認することが可能となったときに、事前調査を行わなければならない。

（作業計画）

第四条　事業者は、石綿等が使用されている解体等対象建築物等（前条第四項ただし書の規定により石綿等が使用されているものとみなされるものを含む。）の解体等の作業（以下「石綿使用建築物等解体等作業」という。）を行うときは、石綿による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、作業計画を定め、かつ、当該作業計画により石綿使用建築物等解体等作業を行わなければならない。

（削る）

（削る）

2　前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。

一　石綿使用建築物等解体等作業の方法及び順序
二　（略）
三　石綿使用建築物等解体等作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法

3　（略）

（事前調査の結果等の報告）

第四条の二　事業者は、次のいずれかの工事を行おうとするときは、あらかじめ、電子情報処理組織（厚生労働省の使用に係る電子計算機と、この項の規定による報告を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して、次項に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

一　建築物の解体工事（当該工事に係る部分の床面積の合計が八十平方メートル以上であるものに限る。）
二　建築物の改修工事（当該工事の請負代金の額が百万円以上であるものに限る。）
三　工作物（石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。）の解体工事又は改修工事（当該工事の請負代金の額が百万円以上であるものに限る。）

3　事業者は、第一項各号に掲げる作業を行う作業場には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

一　第一項の調査（前項の調査を行った場合にあっては、前二項の調査。次号において同じ。）を終了した年月日
二　第一項の調査の方法及び結果の概要

（新設）

（作業計画）

第四条　事業者は、次に掲げる作業を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

一　石綿等が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体等の作業
二　第十条第一項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業

2　前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。

一　作業の方法及び順序
二　（略）
三　作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法

3　（略）

（新設）